

## 会 議 録

会議の名称	令和4年度（2022年度）第1回豊中市学校教育審議会		
開催日時	令和4年（2022年）5月25日（水） 19時00分～20時30分		
開催場所	豊中市役所第一庁舎4階第1会議室	公開の可否	<input checked="" type="checkbox"/> 可・不可・一部不可
事務局	教育委員会事務局 学校教育課	傍聴者数	0人
公開しなかった理由			
出席者	委員	青木委員、岩崎委員、浦委員、榎本委員、大路委員、大寺委員、大野委員、岡部委員、木村委員、園田委員、中尾委員、中村委員、永井委員、服部委員、伴野委員、伊集院委員、小林委員	
	事務局その他	小野事務局長、中尾教育政策監、藤原理事、田上次長、堤次長、田中学校教育課長、藤崎学校教育課主幹（計画担当）、松田学校教育課長補佐、上野計画係長、森田主事、栢井	
議題	1. 議案 (1) (諮問) 庄内さくら学園設置にかかる通学区域の変更について (2) 小中一貫教育の推進に向けた基本的な考え方（素案）についての審議 2. その他		
審議等の概要 (主な発言要旨)	別紙のとおり		

## ● 開会

## ● 成立要件の確認

事務局：成立要件の報告に先立ち、委員のうち3名が交代されたので紹介させていただく。  
委嘱期間は、豊中市学校教育審議会規則第5条第1項の規定により、前任者の在任期間である令和5年（2023年）5月31日までである。続いて、成立要件について、出席委員は現委員の過半数を満たし、審議会は成立していることをご報告申し上げる。

## ● 資料の確認

- ・ 次第
- ・ 庄内さくら学園設置にかかる通学区域の変更について（諮問）（写し）
- ・ 通学区域の現状と今後の考え方 【資料1】
- ・ 池田市各学校の状況について 【資料2】
- ・ 学校教育審議会委員名簿 【参考資料1】
- ・ 分割校の解消手法 【参考資料2】
- ・ 小中一貫教育の推進に向けた基本的な考え方（素案）概要版 【参考資料3】
- ・ 小中一貫教育の推進に向けた基本的な考え方（素案） 【参考資料4】

## ● 議案（1）（諮問）庄内さくら学園設置にかかる通学区域の変更について

会長：議案（1）について、教育長より諮問いただきたい。

事務局：本日は教育長が公務のため、代理で教育政策監より諮問書を読み上げさせていただきます。

教育政策監：庄内さくら学園設置にかかる通学区域の変更について（諮問）、庄内地域における「魅力ある学校」づくり計画（平成29年（2017年）8月22日策定）に基づき、庄内小学校、野田小学校、島田小学校及び庄内さくら学園中学校を閉校し、庄内さくら学園を新たに設置するにあたり、下記のとおり通学区域を変更することについて、貴会のご意見をお諮りする。

会長：ただいま教育長から諮問をいただいた。諮問内容について、事務局から説明いただきたい。

事務局：（庄内さくら学園設置にかかる通学区域の変更についての説明）

A委員：人口について、特に中学校では6年後から減少に転じると聞いている。少子化の流れの中で豊中市全体がこのような形に移行していくと考えてよいのか。

事務局：確証があるわけではない。概ね人口は減少すると理解している。しかし、学校規模は大規模な分譲マンション建設に大きな影響を受ける。庄内さくら学園に関しては、大規模なマンション開発が予定されているという話はないため、人口推計はほぼ横ばい若しくは微増であると見込んでいる。

B委員：この地域は前から課題になっていた。分割校が解消され、皆同じ中学校に行けるためすっきりするのではないか。

会長：確認した内容で原案を妥当と認め、答申してよろしいか。

(異議なし)

会長：令和4年(2022年)5月25日付で諮問された、庄内さくら学園設置にかかる通学区域の変更について、次のとおり答申する。

原案を妥当と認める。

教育政策監：この答申を尊重し、規則改正等の手続きを進めさせていただく。

● 議案(2) 小中一貫教育の推進に向けた基本的な考え方(素案)についての審議

会長：議案(2)の資料1について、事務局より説明いただきたい。

事務局：資料1について説明

会長：ただいまの説明について、ご質問、ご意見等があればいただきたい。

学級数について、豊中市独自で仮に30とした場合に、文科省のガイドラインとのずれがさらに広がるが問題ないか。

事務局：必須条件ではなく、標準的な考え方として示されているものであるため問題ない。ただし、文科省の考える大規模校の課題として、運動会が1日で実施できないことや、学級の委員に全員が割り当てられない等が挙げられている。

A委員：大規模校や過大規模校を持つ他都市では、教室不足などの課題にはどのように対応されているのか。

事務局：分割校のない市町村もある。1つの学校の人数が多くなることについては、増築することで解決されたりもする。

A委員：12～24学級というのは、拘束力はないが推奨されているという認識でよいか。

事務局：その通りである。

A委員：例えば、千里地区は日本で一番古いニュータウンであるが、他のところでも課題があれば参考になるのではないか。

事務局：学校規模と人口動態が合わないところは全国各地に存在し、苦心しながら取り組んでいる自治体が多い。大阪市では、1、2年生は分校、3～6年生は本校にしているという例もある。豊中市では、分割校の解消が昔からの課題であり、そこをどうしていくのかということをお前の審議会でもいただいたため、本日はまず小学校区に合わせながらやっていくという表明をし、いまだ大きな規模をキープしているところを議論いただきたい。また一方で、過少化が進む学校もあり、その両極端の規模感について、本審議会での議論をふまえて、分割校を早期に解消していくところと、暫く様子を見なければ動きが取れないところを分けつつ取組みを進めてまいりたい。

C委員：分館や社協が小学校区に紐づいており、地域の人たちも関わる話になるため、小学校エリアを改編するとなると非常に難しい。課題解決には、根本的に大きく変えてしまうか、中学校エリアでの改編に目を向ける方が現実的ではないか。

D委員：コロナ禍における体育館での全校集会を見ると、24学級よりさらに増やすことは無理である。また、東豊台小と東豊中小を第十五中に戻すことで、若干、解消ができるのではないか。その2小がなぜ第十一中に分割されたか分かる方はおられるか。

事務局：正確にお答えできるとは言い難いが、第三中学校から第十一中ができ、第十五中ができた。第十五中は、用地買収の協力や寄付を受けて出来上がった経過があり、当時から学校用地の確保に相当苦勞されていたと推し量る。東豊台と東豊中小学校についても、URのところであり、東豊中小学校はURから土地を分けていただいたはずである。人口増加に苦心しながら学校を作ってきた経過があり、その結果が分割校の現状となっている。東豊台、東豊中小学校については、URが古くなった団地で動かれると拙策になる可能性もあるため、しばし様子を見させていただきたい。

D委員：規模を変えるというのはやめた方がよい。

会長：本議案は小中一貫教育の推進に向けた基本的な考え方についての審議のため、今のような、24学級が最大でないか、分割校解消に向けて中学校区で改編するのが良いか小学校区でするのが良いかなど、そういった基本的な考えの部分で意見交換したい。

E委員：学級数を無造作に増やしていくと、同じ学年の顔が見える場がなくなったり、遠足の行き先が限られたりと様々な弊害が出てくるため、それなりの規模に限定した方がよい。

F委員：子どもの教育については、体力の問題もある。子ども1人の面積は国で示されているため、広場や運動場が必要になってくる。分割をしてでも、そういう基本的なものを考えていくべきである。

会長：F委員の意見は、現状に合わせてやっていく、中学校区の改編、小学校区の改編といういずれかに絞ることでは必ずしもないということか。

F委員：今後豊中市は、9年制の義務教育学校とこれまでの小・中学校と2つの教育方針を示していくのか。

会長：現実的にはとても難しいが、例えば、北部にも小中一貫校や義務教育学校があり、フレキシブルに地元から通うことができれば、ある部分は解消に繋がることもないとは言えるのではないか。

G委員：2点質問がある。1つは、第八中学校区で私学に流れる割合をお聞きしたい。2つ目は、過大校の解消について、PTAや地域から何か動きがあれば教えていただきたい。

事務局：1点目について、多いときは約3、4割が、少ないときでも2割程度は私学に行っている。

G委員：多いときとはいつ頃の話か。

事務局：ここ2、3年の話である。2点目については、過大規模についてPTAからお聞きしたことはないが、学校長からは何とかしてほしいという要望が寄せられている。また、分割校について、市民の方から「もう規模は落ち着いているため早く解消してほしい」という要望もあった。

会長：この学校教育審議会としては、我々の知恵を集めて、学校の適正規模はどのくらいの範囲なのか、分割校の解消に向けどういったやり方をしていくのがよいのか、加えて小中一貫教育の問題、これらについて、市の教育にとって最も望ましいものを提案していきたい。

事務局：こちらからお願いしたいことは、先ほどのお話でもあったような分割校ありきにして学校規模を優先するといった意見について、学校の先生から見るとどうだろうかというようなことを議論いただいて、我々の今後の道標にさせていただきたい。また、庄内さくら学園でできる教育を他でもしなくてよいのかということや、学校運営について一貫性を持たせて学校教育をしていくといったこと、小規模では義務教育学校が可能だが大規模ではできないだろうというような、今後学校施設を改良していく際のベースとなる考え方といったところで意見いただきたい。

D委員：豊中市としても初の義務教育学校であり、この学校規模については議論してもなかなか解決には至りにくい。前回、池田市の状況をリクエストしており、本日の資料2でお答えいただいているようなので説明いただきたい。

会長：では、議案（2）の資料2について、事務局より説明いただきたい。

事務局：資料2について説明

D委員：小学校から中学校に行った時点で馴染めなくなる中1ギャップや、不登校の対応などが、池田市のこういった形を作る前と後で、何か変化があったのかどうかというところも知りたい。ここに書かれている取組みがハッキリして、様々な教育的効果が出てきて、先生方も小中で話し合う場面が増えたなどかということが分かれば、豊中市としても是非やっていこうとなってくるだろう。

G委員：池田市ではすでに1小1中の枠組みができていた。1小1中どころか、幼稚園、保育所も1つの中学校区単位の中にある。これは池田市と豊中市との大きな違いである。豊中市では小中連携の中にこども園が入っているのがなかなかない。

H委員：大阪大学の研究の一環と学習支援の一環で、庄内さくら学園9年間のプログラムに関わっている。豊中市の福祉部の方とお話させていただいた際に、就学前の家庭状況を小学校に繋げていくのが難しく、中学校になるともっと難しくなると伺っている。また、高校生になったときどこまで支えられるかというところもあるため、庄内さくら学園では、幼稚園保育園から中学校まで連携できるような形の9年間のプログラムを作ろうとしている。さらに、他市でも、地域と連携してチーム学校という形になっているところはないと伺っているため、庄内さくら学園ではそういうところも考えていきたい。是非皆様の知見をいただきたい。

会長：池田市と豊中市では人口規模が違うので、その辺りの要因もあるかと思う。また、教育は1日や2日で効果が出るものではなく、最低でも10年単位は必要であるが、この池田市の取組みで顕著にあらわれたものはあるのかどうか教えていただきたい。

事務局：先日、池田市教育委員会と情報交換を行い、ほそごう学園については、すべて単学級で6年生まで同じクラスという課題が解消されたことなどから、その効果を教育委員会としても実感しておられた。それに対して、しぶたに学園などの学園制では、小中の文化の違いについての調整などを含めたコーディネートの担い手の確保が、教職員が多忙を極めている状況においては大きな課題であると認識しておられた。

E委員：ほそごう学園に行かせていただいた時は、中学生の試験中はチャイムを止めようという提案が小学生から出たという話を聞いたり、小中学生と一緒に運動会をしたり、常に集まって交流していたりしており、小中連携の姿を見せていただいた。

A委員：デメリットとしては、リーダーになったり自分を見たりする時期である小学校 5、6 年生が、上の学年がいることでそういったことが何となく連続して続いてしまう学年になったりすることや、人間関係の固定化、中学校に入ることによって生まれ変わったり成長の過程になったりする場合もあるので、逆にそれがなくなることにより沈んでいる子は沈んだままになってしまうかもしれない。また、学校側として、校長先生の責務が重すぎる。この間まで幼稚園にいた子から今度高校に行きそうな子まで見ていくのはとても大変である。

会長：小中一貫や義務教育学校などの新しいことを言うと、メリットはどんどん出てくるが、デメリットやリスクについてはあまり触れられないことがある。今のことに對して、コメントをいただきたい。

H委員：学校の先生だけでなく地域の方々とどれだけ連携していくかがポイントになってくる。学校外で、自分たちがもうお兄さんお姉さんであると自覚できる場というのは幾らでも作ることができる。自分たちが役に立っている、社会参加ができているとか、自分たちを助けてくれるところを知っていることなどができる環境を作れる形でカリキュラムを組もうとしている。先生方の負担にならない、地域の負担にならない形で、子どもたちの成長に繋がるカリキュラムにしていきたいと考えているので、これが足りない、これは過剰すぎるなどの外からの意見をいただけると有難い。

会長：予定の時間となるため、このあたりで審議を終了したい。

## ● その他

会長：事務局から連絡事項等があればお願いしたい。

事務局：次回の審議会は、8月を予定している。今回同様、会場とオンライン両方での開催を予定しているが、新型コロナウイルス感染拡大の状況によっては延期またはオンラインでの開催となる場合もある。

会長：以上で、本日の審議会を閉会させていただく。

## ● 閉会